人事異動

内閣

最高裁判所判事に任命する（二月二日）
（東京簡易裁判所判事・東京地方裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事　菊池　憲久
判事兼簡易裁判所判事に任命する
（東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　上拂　大作
簡易裁判所判事兼判事に任命する（以上二月三日）

法務省

（東京高等検察庁検事法務省刑事局国際刑事管理官）検事　栗木　傑
かねて法務省刑事局公安課長に充てる
（東京高等検察庁検事法務省刑事局公安課長）同　山口修一郎
法務省刑事局公安課長に充てることを解く（以上一月二十六日）

吉田　徹
難民審査参与員に任命する
（和歌山地方検察庁次席検事）検事　花輪　一義
かねて和歌山地方検察庁田辺支部勤務を命ずる
かねて和歌山地方検察庁田辺支部長を命ずる
かねて和歌山地方検察庁新宮支部勤務を命ずる
かねて和歌山地方検察庁新宮支部長を命ずる
（和歌山地方検察庁田辺支部長兼和歌山地方検察庁新宮支部長）同　谷口　大和
辞職を承認する（以上一月三十一日）

皇室事項

認証官任命式

二月二日午後七時、宮中において、最高裁判所判事阿多博文の認証官任命式が行われた。

御弔電

天皇陛下は、スウェーデン王族デジレー王女薨去につき、二月二日同国国王陛下へ御弔電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、スリランカの独立記念日につき、二月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月五日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十六号及び四百五十三号
(三) 占用を制限する区域　区域
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年二月五日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月五日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十六号
(三) 占用を制限する区域　区域　伊達市大滝区清陵町一二一番一地内
伊達市大滝区清原町一五八番一から同市大滝区清原町一六八番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年二月五日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月五日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十四号
(三) 占用を制限する区域　区域　北海道勇払郡むかわ町字穂別長和国有林胆振東部森林計画区胆振東部森林管理署二一四四林班か小班地内
北海道勇払郡むかわ町字穂別長和国有林胆振東部森林計画区胆振東部森林管理署二一四四林班ぬ小班から同町字穂別長和国有林胆振東部森林計画区胆振東部森林管理署二一四四林班い小班まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。